

平成26年度
第5回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会
資 料

＜日 時＞ 平成27年3月13日（金）
10:00～11:00
＜場 所＞ 市役所5階 大会議室

- 1 会次第 P 1
- 2 パブリックコメントの結果について P 2
- 3 第6期介護保険料改定の根拠について P 3
- 4 所得別保険料段階（第6期・第5期比較表） P 4

会 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) パブリックコメントの結果について
- (2) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について
- (3) その他

3 閉 会

新居浜市高齢者福祉計画 2015・介護保険事業計画（案）に対する意見募集の結果について

1. 意見募集期間 平成26年2月16日（月）～3月9日（月）
2. 意見提出人数 1人
3. 意見提出件数 1件
4. 意見の概要と意見に対する考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>特養への入所者が原則要介護3以上になるのに伴い、これまで以上に在宅で介護しなければならなくなる。そこで、24時間対応型、随時対応型サービスが充実されることを望む。現在の整備状況では少ない。在宅重視の方向に保険制度が向くとすれば当然のことであり、サービス増強を促すべきである。もちろん、採算が成り立つことが重要である。</p> <p>新居浜市は、認知症に関する見守り体制が遅れている。具体策を早急に示し、且つ地域住民の取り組みの支援を望む。認知症サロンの運営、他市の取り組みなどがすぐにできると思う。</p>	<p>高齢者福祉計画2015・介護保険事業計画を策定するに当たり、新居浜市では高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、介護サービスをはじめ、地域における様々なサービスが適切に切れ目なく包括的に提供されるよう各施策の取り組みを推進するため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を設置し、協議を重ねてまいりました。</p> <p>現在、新居浜市には、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又は連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所が川西圏域に1施設、川東圏域に1施設の計2施設ございます。在宅での介護の支援に重要なこのサービスをさらに促進するため、本計画期間中に2施設の整備を行います。</p> <p>認知症になっても、住み慣れた地域で尊厳を持ちながら穏やかに生活できるよう、市民誰もが認知症について正しく理解をするとともに、地域全体で認知症高齢者の生活を支援していく体制が必要と考えております。</p> <p>これまで、認知症サポーター養成講座や、地域交流サロンで認知症の人と家族の集いなどを開催してきましたが、さらに認知症に関する啓発事業を推進し、協力関係機関とネットワークを構築するなど、認知症予防や徘徊高齢者の支援体制の整備などを図っていきます。</p> <p>また、地域の住民が主体となり、自らの地域の認知症高齢者の見守り、安否確認、徘徊者の保護や搜索等のネットワークづくりなど、地域の助け合い・支え合い活動に対して積極的に支援を行います。</p>

1 第6期介護保険料改定の根拠（平成27年度～平成29年度）

(1) 1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）の推移

第1期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>2,875 円</u> (34,500 円)
第2期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>3,792 円</u> (45,500 円) (前期比 31.9%増)
第3期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>4,583 円</u> (55,000 円) (前期比 20.9%増)
第4期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>5,012 円</u> (60,200 円) (前期比 9.4%増)
第5期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>6,247 円</u> (75,000 円) (前期比 24.6%増)
第6期1号被保険者の介護保険料の月額基準額（年額）	<u>6,250 円</u> (75,000 円) (前期比 0%増)

(2) 改定の要因

- (1) 第1号被保険者の負担割合の変更（21%→22%）
⇒影響額 295 円
 - (2) 財政安定化基金の取り崩しによる交付金（48,000,000円→0円）
⇒影響額 40 円
 - (3) 所得段階の弾力化（標準9段階→11段階）
⇒影響額 54 円
 - (4) 財政安定化基金償還金（63,303,000円→0円）
⇒影響額 △54 円
 - (5) (市)介護給付費準備基金の取り崩し（278,000,000円）
⇒影響額 △219 円
 - (6) 利用者負担の見直し、特定入所者介護サービス、補足給付の見直し
⇒影響額 △116 円
 - (7) サービス利用者の増加に伴う給付費の増加（上記の増減要因を相殺後）
⇒影響額 129 円
 - (8) 第6期中の施設整備に伴う給付費の増加
⇒影響額 3 円
 - (9) 介護報酬改定の影響
⇒影響額 △129 円
- ⇒影響額計 0 円

所得別保険料段階（第6期・第5期比較表）

第6期				第5期			
保険料段階	対象者の内容	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)	保険料段階	対象者の内容	基準額に対する割合	年額保険料 (月額保険料)
第1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.5	37,500円 (3,125円)	第1	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	0.5	37,500円 (3,125円)
				第2	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.5	37,500円 (3,125円)
第2	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	0.75	56,200円 (4,683円)	第3	世帯全員が市町村民税非課税者で上記第2段階以外	0.75	56,200円 (4,683円)
第3	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	0.75	56,200円 (4,683円)				
第4	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.85	63,700円 (5,308円)	特例第4	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	0.85	63,700円 (5,308円)
第5	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	1.00	75,000円 (6,250円)	第4	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	1.00	75,000円 (6,250円)
第6	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	1.20	90,000円 (7,500円)	第5	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が190万円未満	1.25	93,700円 (7,808円)
第7	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ190万円未満	1.25	93,700円 (7,808円)				
第8	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上かつ290万円未満	1.50	112,500円 (9,375円)	第6	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上かつ270万円未満	1.50	112,500円 (9,375円)
第9	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が290万円以上かつ350万円未満	1.70	127,500円 (10,625円)	第7	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が270万円以上かつ350万円未満	1.65	123,700円 (10,308円)
第10	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	1.80	135,000円 (11,250円)	第8	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上	1.75	131,200円 (10,933円)
第11	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	1.85	138,700円 (11,558円)				